

令和5年度 文教委員会資料

【議案第4号】

川崎市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

- 参考資料1 川崎市手数料条例の一部を改正する条例 概要
- 参考資料2 川崎市手数料条例の一部を改正する条例新旧対照表
- 参考資料3 戸籍法の一部を改正する法律の概要
- 参考資料4 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令の一部を改正する省令（概要）

市 民 文 化 局

(令和6年2月8日)

川崎市手数料条例の一部を改正する条例 概要

1 条例改正の概要

戸籍法の一部改正（令和元年5月31日公布、令和6年3月1日施行）に伴い、川崎市手数料条例（以下「条例」という。）の一部改正を行う。

2 条例改正に係る戸籍法の改正内容

平成6年の戸籍法改正により、コンピュータを使用して戸籍事務を取り扱うことが可能となり、平成25年には、国が戸籍副本データ管理システムを導入し、法務省において戸籍の副本を管理することとなった。

現在、全国の市区町村において戸籍事務をコンピュータシステムにより取り扱っているが、各市区町村のコンピュータシステムがネットワーク化されておらず、戸籍謄抄本の交付等は本籍地市区町村に限られるなどの課題があった。

今回の戸籍法の一部改正により、国が、既存戸籍副本データ管理システムを活用・発展させて新システムを構築し、各市区町村へのデータの提供が可能となり、次のことができるようになる。

- (1) 自らや父母等の戸籍について、本籍地の市区町村以外の市区町村の窓口でも、戸籍謄本の交付が可能となる。
- (2) 自らや父母等の戸籍について、電子的な戸籍記録事項の証明情報（戸籍電子証明書）の発行が可能となる。
- (3) 戸籍届書の書類が画像情報としてデータベース化され、届書等情報内容証明書の交付、閲覧が、届出地の市区町村及び本籍地の市区町村で可能となる。

3 条例改正の内容

今回の戸籍法の一部改正に伴い、上記2（1）（2）（3）が可能となることから、川崎市手数料条例第2条について、次のとおり当該交付等に係る手数料を定める条文の新設及び所要の整備を行う。

第6号	戸籍証明書の広域交付について修正
第7号の2	戸籍電子証明書提供用識別符号の発行について新設
第8号	除籍証明書の広域交付について修正
第9号の2	除籍電子証明書提供用識別符号の発行について新設
第10号	届書等情報内容証明書の交付について修正
第11号	届書等情報内容証明書の閲覧について修正

4 施行期日

令和6年3月1日から施行する。

川崎市手数料条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市手数料条例</p> <p style="text-align: right;">昭和25年3月29日条例第6号</p> <p>第2条 手数料は、次の種別に従い、請求、交付又は検査の際、請求者から徴収する。ただし、第279号の手数料については、月ごとに徴収することができる。</p> <p>(1)～(5)</p> <p>(6) 戸籍法(昭和22年法律第224号)第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく戸籍証明書の交付 1通につき 450円</p> <p>(7) 戸籍法第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで又は第126条の規定に基づく戸籍に記載した事項に関する証明書の交付 証明事項1件につき 350円</p> <p><u>(7)の2 戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法(地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令(平成12年自治省令第5号)第1条の2に規定する方法に限る。以下この号及び第9号の2において同じ。)により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同法第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。)における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の</u></p>	<p>○川崎市手数料条例</p> <p style="text-align: right;">昭和25年3月29日条例第6号</p> <p>第2条 手数料は、次の種別に従い、請求、交付又は検査の際、請求者から徴収する。ただし、第279号の手数料については、月ごとに徴収することができる。</p> <p>(1)～(5)</p> <p>(6) 戸籍法(昭和22年法律第224号)第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本又は同法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された戸籍に記載されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付 1通につき 450円</p> <p>(7) 戸籍法第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで又は第126条の規定に基づく戸籍に記載した事項に関する証明書の交付 証明事項1件につき 350円</p> <p><u>(新設)</u></p>

改正後	改正前
<p>請求を行う場合における当該発行を除く。） 1件につき 400円</p> <p>(8) 戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定若しくは同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく除籍証明書の交付 1通につき 750円</p> <p>(9) 戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定又は同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付 証明事項 1件につき 450円</p>	<p>(8) 戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定若しくは同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は同法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付 1通につき 750円</p> <p>(9) 戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定又は同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付 証明事項 1件につき 450円</p>
<p>(9)の2 戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。） 1件につき 700円</p>	<p>(新設)</p>
<p>(10) 戸籍法第48条第1項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書、同法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）若しくは第126条の規定に基づく届書その他区長の受理した書類に記載した事項の証明書又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付</p> <p>ア 婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、</p>	<p>(10) 戸籍法第48条第1項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書又は同法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）若しくは第126条の規定に基づく届書その他区長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付</p> <p>ア 婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、</p>

改正後	改正前
<p>請求により戸籍法施行規則（昭和22年司法省令第94号）附録第21号書式による上質紙を用いる場合 1通につき 1,400円 イ ア以外の場合 1通につき 350円 (11) 戸籍法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届書その他区長の受理した書類又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務 1件につき 350円</p>	<p>請求により戸籍法施行規則（昭和22年司法省令第94号）附録第21号書式による上質紙を用いる場合 1通につき 1,400円 イ ア以外の場合 1通につき 350円 (11) 戸籍法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届書その他区長の受理した書類を閲覧に供する事務 1件につき 350円</p>

戸籍法の一部を改正する法律の概要

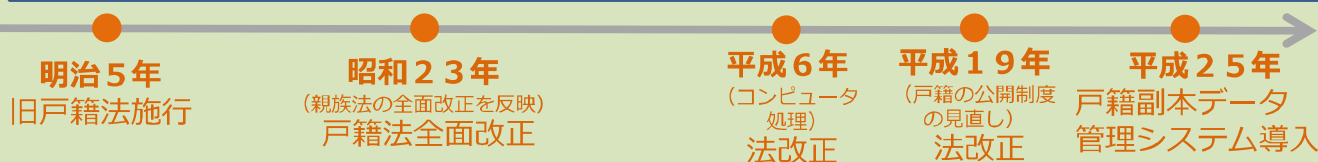
(令和元年5月24日成立、同月31日公布)

法務省民事局

「戸籍」とは

- 戸籍法(昭和22年法律第224号)は、「国民各人の身分関係を公証(※)する公正証書」である戸籍に関する制度(戸籍制度)について定める法律である。
※ 公証とは、特定の事実又は法律関係の存在を証明する行政行為を指す。
- 昭和22年に民法が全面改正され、封建的な家制度を前提とした制度から、個人の尊厳と両性の本質的平等に基づく制度に改められた(戸主とその家族ごとに作成されていたが、夫婦とその子の単位で作成されることとなった。)
- 平成6年の法改正により、コンピュータを使用して戸籍事務を取り扱うことが可能となった。
- 平成19年の法改正により、戸籍の公開制度の在り方が見直された。
- 平成25年に戸籍副本データ管理システム(※)を導入し、法務省において戸籍の副本を管理することとなった。(※平成25年に東日本大震災での被災を契機に構築)

・ 現在、1896市区町村全てにおいて戸籍事務をコンピュータシステムにより取り扱っている。



経緯

平成26年 6月 「日本再興戦略2014」(戸籍....などの公共性の高い分野を中心に.....マイナンバーの利用範囲拡大の方向性を明らかにする。) その後も同旨の記載
 平成26年10月～平成29年8月 戸籍制度に関する研究会等における検討
 平成29年 9月～平成31年2月 法務大臣から法制審議会へ諮問、答申
 平成30年 6月「未来投資戦略2018」(戸籍事務....について、マイナンバー制度の利活用の在り方等の検討結果を踏まえ、結論を得る。....次期通常国会への提出を目指す。)

現状及び主な課題

各市区町村のコンピュータ・システムがネットワーク化されていない。

- ① 社会保障手続において、身分関係の確認のために戸籍謄抄本の添付が必要。
- ② 本籍地以外の各市区町村で戸籍の届出をする際に、身分関係の確認のために戸籍謄抄本の添付が必要。
- ③ 戸籍謄抄本の請求は本籍地市区町村に限られる。

対応策

既存の戸籍副本データ管理システムを活用・発展させて新システムを構築し、データの提供を可能とする。

改正の要点

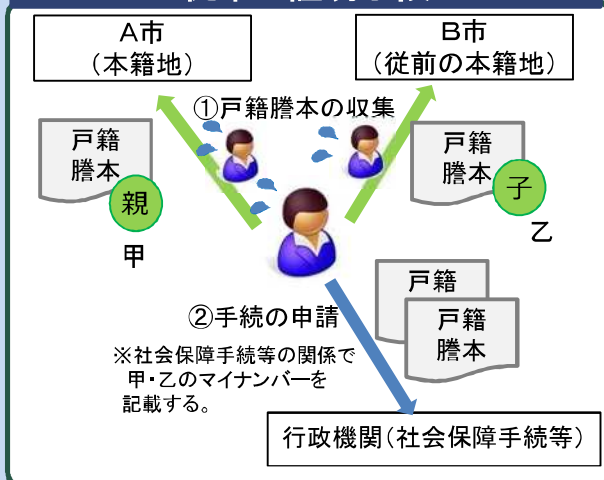
第1 行政手続における戸籍謄抄本の添付省略(マイナンバー制度への参加)

- 法務大臣が戸籍の副本に記録されている情報を利用して、親子関係その他の身分関係の存否を識別する情報等を戸籍関係情報として作成し、新システムに蓄積する。 新法121の3
- 従来の戸籍謄抄本による戸籍の情報の証明手段に加え、マイナンバー制度のために作られた情報提供ネットワークシステムを通じて戸籍関係情報を確認する手段も提供可能にする。

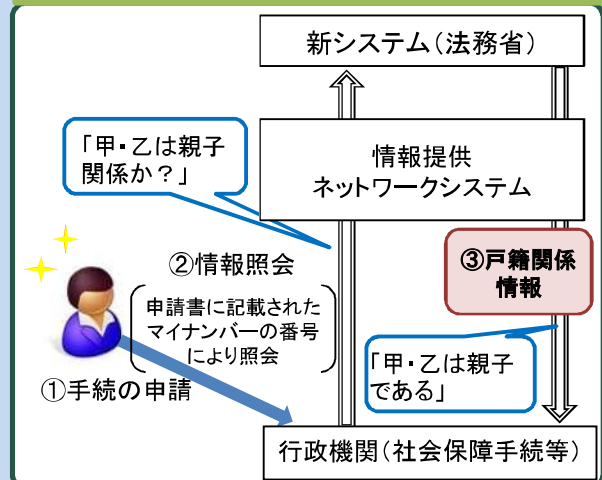
附則14 (番号利用法別表第2関係)

※ 行政機関と法務省との間では、マイナンバー自体のやりとりは行わない(行政機関内部で用いられる情報提供用個人識別符号を使用。)。 附則12, 14 (番号利用法Ⅸ, 21の2関係)

従来の証明手段



新たな証明手段(追加)



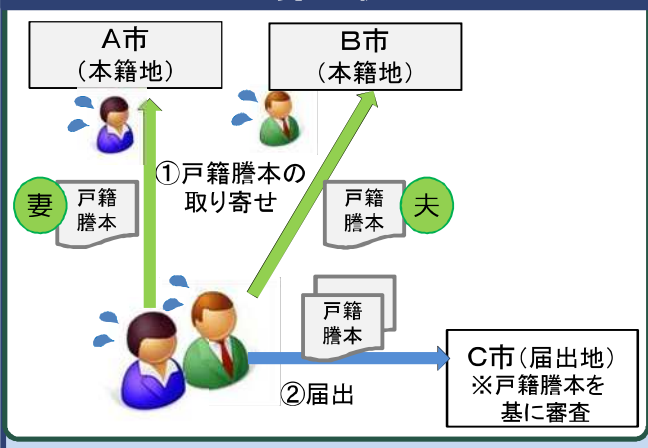
※戸籍謄抄本による証明手段は、引き続き、維持する。

第2 戸籍の届出における戸籍謄抄本の添付省略

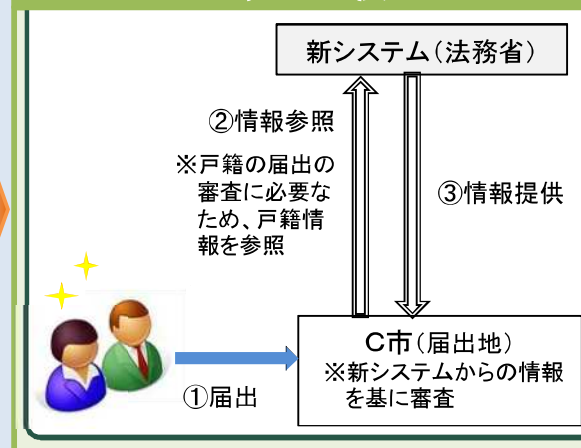
- 本籍地以外の市区町村において、新システムを利用して本籍地以外の市区町村のデータを参照できるようにし、戸籍の届出における戸籍謄抄本の添付を不要とする。 新法118
120の4~120の8

※ 戸籍事務内部での戸籍情報の利用であることから、マイナンバーを用いない。

現状



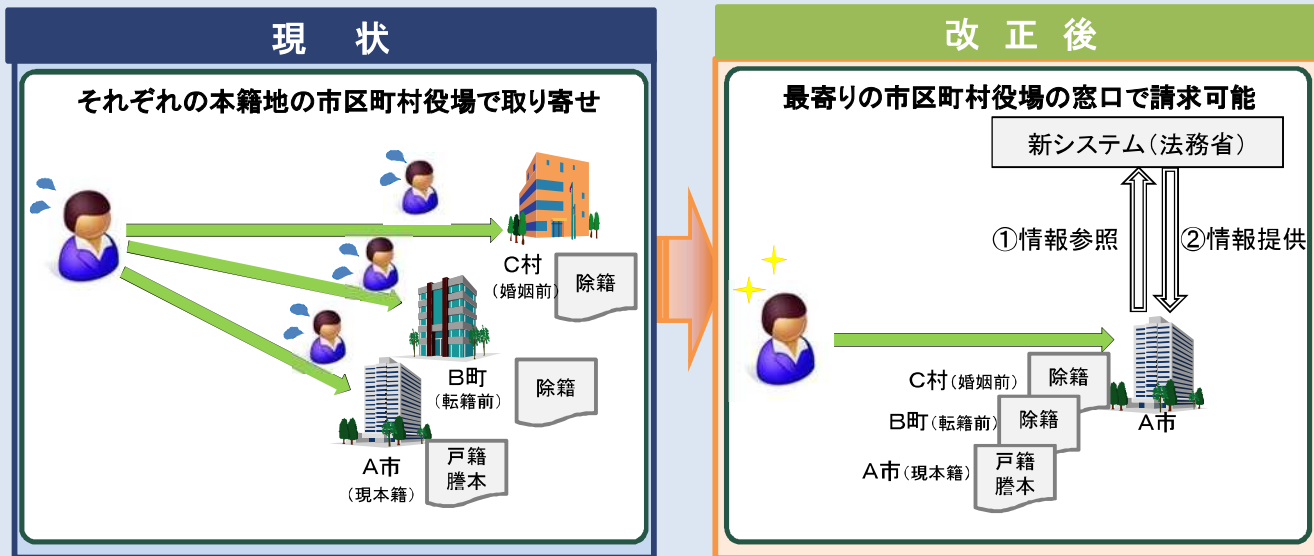
改正後



第3 本籍地以外での戸籍謄本の発行

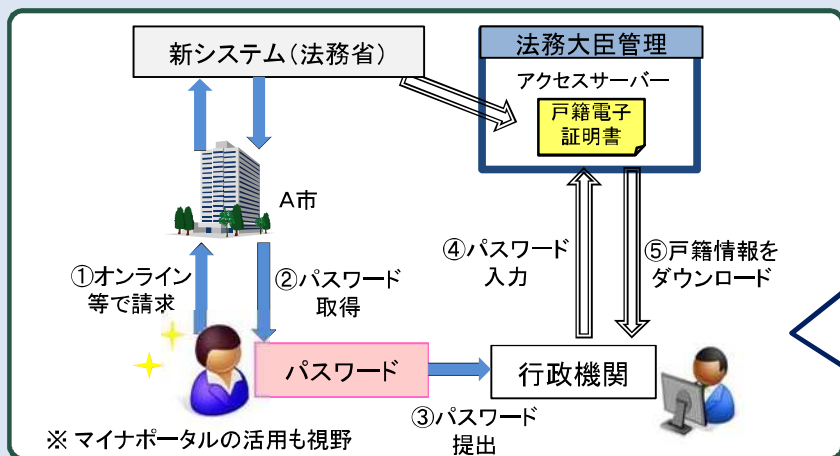
○ 自らや父母等の戸籍について、本籍地の市区町村以外の市区町村の窓口でも、戸籍謄本の請求を可能とする(マイナンバーカードや運転免許証等により適切に本人確認)。

新法120の2



⇒ さらに、自らや父母等の戸籍について、電子的な戸籍記録事項の証明情報(戸籍電子証明書)の発行を可能とする。

新法120の3



- オンライン等で請求
- 市町村からパスワードを取得
- オンラインで申請する際パスワードを提出
- 行政機関においてシステム端末にパスワードを入力し、戸籍情報を取得

第4 法務大臣が保存する戸籍関係情報等の保護措置について

本籍地市区町村以外の行政機関等でも戸籍情報にアクセス可能となることから、**個人情報**を適切に保護する必要性が高まる。

⇒ 法制上の保護措置

- ① システムに関し、安全性及び信頼性を確保する等の法制上の保護措置を設ける。 新法121
- ② システムの設計等の秘密保持義務及び当該義務違反に対する罰則を設ける。 新法121の2, 132
- ③ 戸籍事務に従事する者が戸籍に関する事項を不正提供した場合の罰則を設ける。 新法133

※ マイナンバー法においても所要の保護措置を設ける。

⇒ システム上の保護措置

- ① 行政機関相互間の閉じたネットワークによる情報の送受信、② 不正参照を防止するシステムの構築、証跡ログの保存等の所要の保護措置を設ける。

システム運用開始時期

公布からシステムの運用開始まで5年を想定

第5 その他の戸籍法の規定の見直し

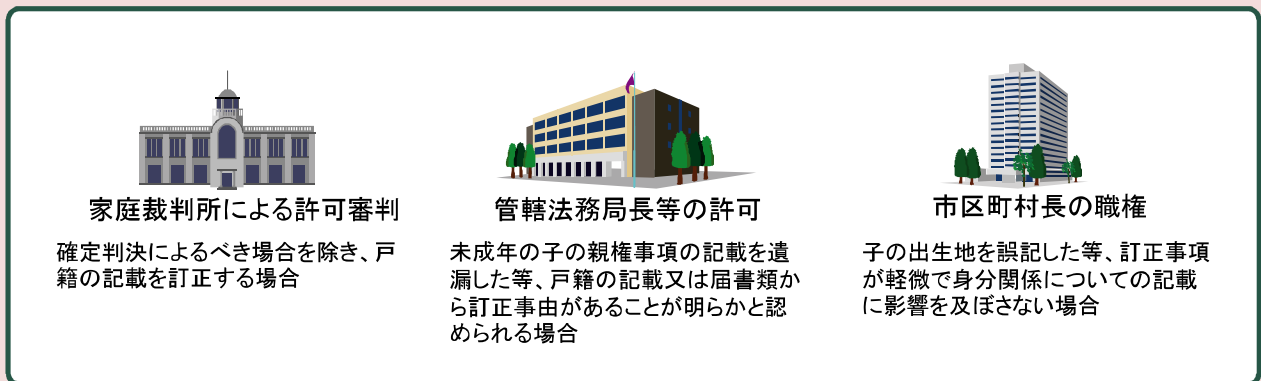
- ① 戸籍の記載の真実性を担保するため、市区町村長及び管轄法務局長等は、届出の審査に当たって必要な場合、届出の当事者本人その他の関係者に対し、質問し、又は必要な書類を求めることができるものとする。

新法3, 27の3



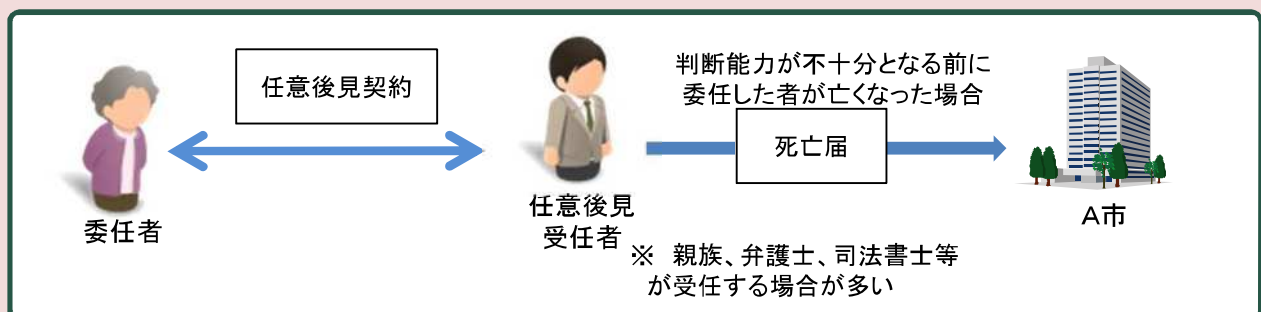
- ② 誤った戸籍の記載を市区町村長が訂正するための手続について、家庭裁判所又は管轄法務局長等の許可を得て行う場合、市区町村長の職権により行う場合の別を明確化する。

新法24, 114



- ③ 任意後見契約(本人の判断能力が不十分となった場合に財産管理等を行うことをあらかじめ委任しておく契約)の受任者が任意後見の開始前であっても死亡の届出をすることができるものとする。

新法87Ⅱ



これらの事項の施行期日

公布から1年以内

(①及び②(新法114に限る)は、公布の日から20日を経過した日(令和元年6月20日)から施行)

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令及び 地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令の一部を改正する省令 (概要)

1 概要

地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成 12 年政令第 16 号）に定められる手数料の標準額については、地方分権推進計画に基づき、定期的に見直しが行われているところであり、今般、手数料の標準額の見直しを行い、以下の改正を行うもの。また、地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令（平成 12 年自治省令第 5 号）について、以下の改正を行うもの。

2 改正内容

○地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令

- ・ 事務の内容の変化に伴い現行の手数料の標準額の見直しが必要となる事務及び物件費等の増加に伴い現行の手数料の標準額との乖離が大きくなっている事務に係る手数料の標準額について改定を行う。

戸籍法関係

- ・ 戸籍／除籍電子証明書提供用識別符号の発行（戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律第 17 号）による改正後の戸籍法（昭和 22 年法律第 224 号）第 120 条の 3）に係る手数料を徴収する事務及び金額を新たに定めるなど、戸籍法の一部改正の規定を踏まえた所要の規定の整備を行う。

※具体的な改正の内容は別表のとおり。

今回条例に新設する（7）の 2、（9）の 2 関係

○地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令の一部を改正する省令案

- ・ 戸籍／除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る手数料の徴収対象とならない方法として、情報提供等記録開示システム（マイナポータル）を使用する方法を規定する。ただし、戸籍／除籍電子証明書提供用識別符号の発行が、電子情報処理組織により自動的に特定したものを情報提供等記録開示システム（マイナポータル）を通じて行われる場合に限る。

3 スケジュール

○地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令

閣議日 令和 5 年 12 月 1 日

施行日 令和 6 年 4 月 1 日

（ただし、戸籍法に基づく事務に係る改正規定は、戸籍法の一部を改正する法律附則第 1 条第 5 号に掲げる規定の施行の日（令和 6 年 3 月 1 日）、消防法に基づく危険物取扱者試験、危険物の取扱作業の保安に関する講習及び消防設備士試験に関する事務に係る改正規定は令和 6 年 5 月 1 日とする。）

○地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令の一部を改正する省令案

施行日 戸籍法の一部を改正する法律附則第 1 条第 5 号に掲げる規定の施行の日

（令和 6 年 3 月 1 日）

(別表)

手数料を徴収する事務名	現行金額 (円)	改定後金額 (円)
○戸籍法(昭和22年法律第224号)関係		
戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は戸籍証明書の交付(本籍地以外での戸籍謄本等の交付事務の追加)	450	改定なし
戸籍電子証明書提供用識別符号の発行事務(電子情報処理組織を使用する方法で請求・発行を行う場合(総務省令で定める)及び同一事項の戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書と同時に請求する場合は手数料を徴収しない。)	(新規追加)	400
除籍の謄本若しくは抄本の交付又は除籍証明書の交付(本籍地以外での除籍謄本等の交付事務の追加)	750	改定なし
除籍電子証明書提供用識別符号の発行事務(電子情報処理組織を使用する方法で請求・発行を行う場合(総務省令で定める)及び同一事項の除籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書と同時に請求する場合は手数料を徴収しない。)	(新規追加)	700
届出若しくは申請の受理の証明書交付等(電子化された届書等情報の内容の証明書の交付事務の追加)	350 等	改定なし
届書その他市町村長の受理した書類を閲覧に供する事務(電子化された届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務の追加)	350	改定なし
○消防法(昭和23年法律第186号)関係		
浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満	1,180,000	1,450,000
—上記審査において、危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満	1,410,000	1,720,000
—上記審査において、危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満	1,590,000	1,920,000
—上記審査において、危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満	1,950,000	2,360,000
—上記審査において、危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満	2,270,000	2,740,000
—上記審査において、危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満	4,550,000	5,640,000
—上記審査において、危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満	5,820,000	7,240,000
—上記審査において、危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上	7,070,000	8,790,000
甲種危険物取扱者試験の実施	6,600	7,200
乙種危険物取扱者試験の実施	4,600	5,300

丙種危険物取扱者試験の実施	3,700	4,200
危険物の取扱作業の保安に関する講習	4,700	5,300
甲種消防設備士試験の実施	5,700	6,600
乙種消防設備士試験の実施	3,800	4,400
○高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)関係		
移動式製造設備のみを使用して高圧ガスの製造をするもの (液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号)第37条の4第1項の許可済の場合)	—	6,000
○銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)関係		
猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習	12,700	14,000